

令和6年度家庭における省エネ支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

兵庫県内の既築住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、既設の太陽光発電システムに蓄電システムやV2H 充放電設備を新設した場合、または太陽光発電システムと蓄電システムやV2H充放電設備を同時に新設した場合に、その費用の一部を補助します。

補助金
交付の
対象者

- ① 兵庫県内に所在する既築住宅(平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅及び店舗・事務所等との併用住宅は除く。)に自らが居住し、補助対象機器を設置した者。
- ② 当協会が実施する「うちエコ診断」(※裏面参照)を受診した者。

補助対象機器
及び
補助金額

区分 補助対象機器	既設の太陽光発電システムがある場合			太陽光発電システムと同時に新設する場合		
	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
蓄電システム	4万円	—	4万円	4万円	—	4万円
V2H充放電設備	—	10万円	10万円	—	10万円	10万円
太陽光発電システム	—	—	—	6万円	6万円	6万円
補助金額 計	4万円	10万円	14万円	10万円	16万円	20万円

※ 太陽光発電システムのみの新設は、補助対象となりません。

※ 補助対象経費は機器購入費で、工事費、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象経費となりません。

※ 本補助金と他の補助金の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金額は、機器ごとの補助対象経費の額を上限とします。

補助対象
機器の要件

- (1) 未使用であり、リースでないこと。
- (2) 令和6年4月1日に以降に機器の設置を完了し、
 - i 既設の太陽光発電システムがある場合(上記の補助対象機器及び補助金額の表 ケース①～③)
 - ・ 機器設置後1カ月以内に補助金交付申請書の提出があったもの。
 - (但し、4月1日以降募集期間開始前日までに設置した者は、6月28日までとする。)
 - ii 太陽光発電システムと同時に新設する場合(上記の補助対象機器及び補助金額の表 ケース④～⑥)
 - ・ 受給開始日から2カ月以内に補助金交付申請書の提出があったもの。
- (3) 蓄電システム(DR 対応を含む)
 - (一社)環境共創イニシアティブ:SII が実施する令和5年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていること。
 - [<https://zehweb.jp/registration/battery/>
(DR 対応) <https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/uploads/chikudenchi.pdf>]
- (4) V2H 充放電設備
 - (一社)次世代自動車振興センター:NeV が実施する令和5年度以降の補助事業における補助対象のメーカー・型式であること。
 - [NeV の令和5年度以降の補助金対象メーカー・型式]
- (5) 太陽光発電システム
 - ① 発電出力が3KW 以上 10KW 未満であり、電力系統に連系できていること。
 - ② 新設の場合は、令和6年4月1日以降に事業計画認定を受けたものに限ること。
 - ③ 製造工程等(サプライチェーン含む。)において人権に配慮し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議)」を遵守して製造されたシステムであること。

受付期間

募集期間:令和6年5月27日(月)～令和6年8月30日(金)消印有効

※ 但し、補助金交付申請書兼請求書の受付は、予算(予算額 8,000 千円)に達した時点で募集を終了します。

提出書類

補助金の交付申請書・請求書の提出(補助対象機器の設置完了後) 申請書の書き方をよく読んでうえて提出願います。

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 設置機器リスト兼領収内訳書
- ③ 補助金にかかる誓約書
- ④ 補助金振込口座登録用紙(通帳等のコピー貼付)
- ⑤ 住宅の建築年月日等が確認できる「登記事項証明書」の写し(申請日から6か月以内のものに限る。また、登記情報提供サービスは不可)
※ 登記事項証明書等に記載されている住宅所有者と補助金交付申請者が異なる場合は、申請者名とその住所が分かる「住民票」や「パスポート」、「運転免許証」、「国民健康保険被保険者証」等の写し
- ⑥ 「領収証」の写し(領収書の「但し」の箇所には、必ず取引内容(何の代金を支払ったか)を記載してください。)
- ⑦ 補助対象機器にかかる次に掲げる書類
〈蓄電システム〉
 - ・ SIIの令和5年度以降の蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番が登録されている箇所の写し〈V2H充放電設備〉
 - ・ NeVの令和5年度以降の補助対象機器のメーカー名・型式が記載されている箇所の写し〈太陽光発電システム〉
 - ・ 既設の太陽光発電システム… 設置されていることがわかる写真
 - ・ 新設の太陽光発電システム…「事業計画認定通知書」(経済産業省、代行一般社団法人太陽光発電協会)及び「電力供給契約内容のお知らせ」(関西電力送配電株式会社)の写し
- ⑧ 設置後の補助対象機器の写真
- ⑨ 補助対象機器の型番・型式が確認できる写真または製品保証書の写し
- ⑩ うちエコ診断受診申込書及びうちエコ診断日程調整票

その他

当協会が必要と認める資料については、当協会の求めに応じて提供していただくことがあります。
※詳細については、「家庭における省エネ支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

補助金の 受付窓口

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18
TEL:078-735-7744 FAX:078-735-7222

※封筒の表に「補助金交付申請書在中」と朱書きし、配達記録が残る方法で郵送してください。

※ うちエコ診断とは

- ◆ 蓄電システムやV2H充放電設備、太陽光発電システムの設置の補助金は、「うちエコ診断」を受診していただく必要があります。(令和5年4月1日以降に「うちエコ診断」を受診された方は、今回の受診は不要です。)
- ◆ CO₂排出量を「見える化」し、効果的な省エネ対策を提案します。
- ◆ ご家庭のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに「うちエコ診断」専用のソフトを用いて、各家庭のライフスタイルに応じて無理なくできる省エネ対策をご提案します。
- ◆ 診断は無料で診断に要する時間は60分程度です。
- ◆ 診断は全てスマートフォンやパソコンを使用したオンライン診断となります。

・補助金交付申請書兼請求書等書類一式
・うちエコ診断受診申込書
・うちエコ診断日程調整票
を当協会へ提出



当協会から
診断日時・場所の連絡



オンライン
診断で受診